

令和 2 年国勢調査結果により追加となる過疎地域について

1. 追加公示日

令和 4 年 4 月 1 日

2. 県内過疎地域

令和 2 年国勢調査の結果を踏まえ、過疎法で定める要件により、**3 市 5 町**が過疎地域となる。

区分	R3. 4. 1 公示 (H27 国調)	R4. 4. 1 追加公示 (R2 国調)
全部過疎	大野市、池田町、南越前町	勝山市 ①
一部過疎	越前町 (旧越前町)	あわら市 (旧芦原町) ② 永平寺町 (旧上志比村) ③ 若狭町 (旧三方町) ④

[特定市町村] 福井市 (旧美山町、旧越廼村)、おおい町 (旧名田庄村)

(R3. 4. 1 に過疎地域を卒業。R3～R8 の 6 年間に限り経過措置あり)

3. 過疎地域の要件

人口要件 (長期①、長期②、中期のいずれかに該当) かつ、財政力要件を満たすことで過疎地域となる。

要件	指標	基準値	
		R3. 4. 1 公示 (H27 国調)	R4. 4. 1 追加公示 (R2 国調)
人口要件 (長期①)	人口減少率 (40 年間)	28%以上減少 (S50～H27)	30%以上減少 (S55～R2)
人口要件 (長期②)	人口減少率 (40 年間)	23%以上減少 (S50～H27)	25%以上減少 (S55～R2) ①, ③, ④
	高齢者比率 (65 歳以上)	35%以上	38%以上 ③, ④
	若年者比率 (15 歳以上 30 歳未満)	11%以下	11%以下 ①
人口要件 (中期)	人口減少率 (25 年間)	21%以上減少 (H2～H27)	23%以上減少 (H7～R2) ②
財政力要件	財政力指数	全部過疎	0.51 以下 (H29～R 元) ①
		一部過疎	0.64 以下 (H29～R 元) ②, ③, ④

4. 今後の対応

- ・ 県は、5 月中旬までに県方針の変更 (追加市町の統計データを追記し、必要があれば方針本文を修正)。その後、県計画を変更 (事業の追記)
- ・ 追加となる過疎地域の市町は、過疎計画を策定し、それぞれの 6 月議会で議決